

2 日 獣 発 第 124 号
令和 2 年 9 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

家畜改良増殖法第 4 条第 1 項の適正実施について

このことについて、令和 2 年 9 月 2 日付け 2 生畜第 1007 号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から、別添のとおり通知がありました。

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項においては、牛、馬その他政令で定める家畜の雄（政令で定める家畜は、家畜人工授精の用に供する豚である。）は、独立行政法人家畜改良センターが毎年定期に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、原則として種付けの用に供してはならないと規定されています。

このたびの通知は、酪農家が種畜証明書の交付を受けていない愛玩用の雄馬を種付けの用に供し、他人の飼養する雌馬に交配を行い、前述の法に違反する事案が確認されたことを受け、他人の飼養する雌の家畜への種付けの用に供する牛、馬等の雄については、愛玩用を目的として飼養する場合であっても、家畜改良増殖法第 4 条第 1 項の規定に基づき、予め種畜検査を受検し、種畜証明書の交付を受けることの周知及び指導の徹底を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：蓑島

TEL 03-3475-1601

2生畜第1007号
令和2年9月2日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜改良増殖法第4条第1項の適正実施について

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第4条第1項においては、牛、馬その他政令で定める家畜の雄（政令で定める家畜は、家畜人工授精の用に供する豚である。）は、独立行政法人家畜改良センターが毎年定期に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、原則として種付けの用に供してはならないと規定されている。

このような中、今般、酪農家が種畜証明書の交付を受けていない愛玩用の雄馬を種付けの用に供し、他人の飼養する雌馬に交配を行い、法第4条第1項に違反する事案が確認されたところである。

法に基づく種畜検査は、種畜の種付け等による伝染性疾患等の伝播防止と、優良な種畜利用による我が国における家畜の改良増殖を促進しようとするものであり、このような事案が放置されれば、畜産振興の根幹に関わることから、貴会会員においては、同様のケースが発生しないよう、改めて関係する家畜の飼養者、購買者等に対し、下記の内容の周知及び指導の徹底を図られたい。

記

他人の飼養する雌の家畜への種付けの用に供する牛、馬等の雄については、愛玩用を目的として飼養する場合であっても、法第4条第1項の規定に基づき、予め種畜検査を受検し、種畜証明書の交付を受けること。

